

業務再点検結果報告

部署名	網走統計・情報センター
部署の業務内容	農林水産業に関する調査の実施、統計の作成・提供、情報の収集・提供

1. 基本的視点に関する点検

	項目	対応	点検結果の概要		
基本的視点	総論	①消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p>・水田・畑作経営所得安定対策の看板を玄関に設置し、JA等からの経営所得安定対策申請書類を預かり、地域課に渡しており、JA等からは書類の提出距離が近く助かっていると評価を受けている。</p> <p>また、役場・普及センター等からの統計情報等の要望については、速やかに情報提供等を行っている。</p>	
		②国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○		
	苦情、要請等への対応	③国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		<p>・市町村別の統計の把握において、関係機関との共通認識を図り整理をしている。また、その際に相手からの意見・要望については、一定の書式で整理し、上部に報告している。</p> <p>また、上部からの回答については相手に速やかに伝える対応を行っている。</p>
		④苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○		
		⑤そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×		
		⑥対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—		
	政策の目的・効果に関する説明	⑦国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	○	<p>・農工商連携政策の新法について、各商工会等を回って、新しい施策の説明を行い、商工会等からは一定の評価は得たと考えている。</p> <p>また、その施策の意見交換までは行っていないため、今後は説明だけでなく、意見交換も行っていきたい。</p> <p>・平成20年12月より、農畜産物販売における、原産地表示の義務など制度改定について、調査農家等へパンフ配布を行うなど、消費者が安心して農産物を購入できる制度の宣伝も行っている。</p>	
		⑧政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	×		
		⑨国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	—		
		⑩政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	×		
		⑪そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	—		
		⑫ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	—		
		⑬説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×		
業の振興と消費者の利益	⑭部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	<p>・経営所得安定対策の基礎資料となる、市町村別統計の作成、農業共済制度における、農作物の被害程度を国の機関としてチェックする、減収調査がある。</p> <p>・消費者とダイレクトに結びつく業務ではないため、業の振興と消費者の利益が一致しないという実感は、どちらかというとあまり無い。</p> <p>・農畜産物生産費等のコスト計算を行っているが、例えば牛乳価格等は生産者は飼料価格上昇から生産者価格は上げてもらいたいと要望しているが、消費者は不況から、できるだけ消費価格は抑えてもらいたいとの要望は強いと思われる。</p>		
	⑮業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	×			
	⑯現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○			

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

2.食の安全業務についての点検

		項目	対応	点検結果の概要
食の安全業務についての点検	総論	①部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	○	・鳥インフルエンザの発生等に向け、要領を作成し職員のパイプについて、あらかじめ派遣順番を決め、派遣された場合の業務に対応すべき、防疫作業等の講習会に参加している。
	業務の見直し	②BSE発生後業務の見直しを行ったか。	○	・BSE発生時は、情報収集と教育機関への啓蒙が主な業務だったが、情報収集と主体的に防疫等に協力・派遣し、防止に努める業務へと転換している。
		③見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	×	・国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から、食育フォーラム等へ、国民への参加の働きかけ、食の安全等に関するイベントに参加するなど啓蒙活動を行った。
		④部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか(産業振興サイドに偏っていないといえるか)。	—	・直接、国民への健康に結びつく関連業務は無いため、意識は薄いと考えるが、地域課等への、食の安全に関する業務協力は、していきたい。
		⑤部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生への未然防止の観点から行われていると言えるか(問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか)。	—	
		⑥その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか(根拠のない判断をしていないか)。	—	・MA米の全量検査について、一般的なサンプル検査にならないのか、結果的には検査料のコストがかかり、食料品の消費者価格の上昇となるのではないか。
	業務の見直し(つづき)	⑦フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		⑧その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか(根拠のない判断をしていないか)。	—	
		⑨他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	○	
		⑩おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	×	
		⑪第三者(マスコミ、消費者、他省庁等)から、点検対象とした食の安全業務と他の部署(省内、省外を問わず)が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×	
	影響可能性の確認	⑫食の安全に関する業務でないとしてされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	—	

※対応欄には、「はい」の場合は「○」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「—」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映		/	
		/	
		/	